

飯能市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱
に関する運用基準

(平成14年2月1日決裁)

1 趣 旨

この基準は、飯能市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱
(平成12年告示第25号。以下「措置要綱」という。)の運用に関し必要
な事項を定めるものとする。

2 指名停止の措置の運用基準

- (1) 本市内における一般工事の現場において事故が発生した場合においては、すみやかに当該工事請負者(元請業者)に事故報告書を提出させ、その概要を飯能市建設工事請負指名業者資格審査会(以下「審査会」という。)に報告するものとする。また、指名停止の措置については、警察又は労働基準監督署の最終判断(書類送検、是正勧告等)を待って判断することとする。
- (2) 本市内において発生した事故に対して指名停止の措置を講じる場合において、当該事故が下請業者の作業員によるものであるとき又は下請業者の作業員が事故に巻き込まれたときは、当該工事の元請業者及び下請関係にある業者すべてを一律基準で同様の措置を講じることとする。
- (3) 刑事訴訟法第250条の規定により時効が完成した事件に関わる有資格業者については、当該事件を理由としての指名停止の措置は講じないこととする。この場合において、指名を見合わせる「指名回避の措置」を講じることが妨げないものとする。
- (4) 落札者が飯能市契約規則第18条第1項で定める期限を過ぎても契約を締結しなかった場合は、不誠実な行為をした者として指名停止の措置を講じることとする。

3 指名回避の措置の運用基準

- (1) 措置要綱第9条の規定により警告の措置を行ったときその他市長が必要

があると認めるときは、指名を見合わせる「指名回避の措置」を講じることができる。この場合における指名回避の措置及びその期間は、指名停止の措置の例を参考として審査会において定める。

- (2) 競争入札において予定価格の事前公表をした場合で、入札価格が当該予定価格の110分の100を超えている入札をした者があるときは、その者については、その時から1か月の範囲内において指名回避の措置を講じることができる。
- (3) 競争入札において無効の入札をした者及び失格となった者があるときは、その者については、その時から1か月の範囲内において指名回避の措置を講じることができる。
- (4) 会社更正手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがなされた場合若しくは手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があつて経営状態が不安定であると認められる場合又は市長が調査の結果経営状態が不安定であると認める場合は、当分の間指名回避の措置を講じることができる。

附 則

この基準は、平成14年4月1日以後に建設工事請負指名業者資格審査会において指名停止の措置又は指名回避の措置を講じるものについて適用する。

附 則

この基準は、平成17年6月20日から適用する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から適用する。